

業 務 概 要

令和 6 年度版

(令和 5 年度実績)

広島県立身体障害者更生相談所

目 次

I 概 要

1 設置	1
2 沿革	1
3 所在地	1
4 所管区域	2
5 組織及び職員配置	2
6 業務の内容	3
(1) 相談・判定	
(2) 市町相互間の連絡調整等	
(3) 地域リハビリテーション推進事業	

II 業務の実施状況

1 取扱件数（全体）	4
2 相談の状況	5
(1) 相談件数（全体）	
(2) ろうあ者専門相談	
3 判定の状況	7
(1) 補装具に係る医学的判定	
(2) 自立支援医療（更生医療）に係る医学的判定	
4 市町相互間の連絡調整等	11
5 地域リハビリテーション推進事業	11
(1) 地域ケア連絡会議	
(2) 補装具適正化連絡会議	
(3) 市町身体障害者福祉事務担当者等研修	
6 相談・判定会	12

I 概 要

1 設置

広島県立身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 11 条第 1 項に基づき、身体障害者の更生援護の利便を図るとともに、市町における援護の適切な実施の支援を目的として設置されたものであり、身体障害者に関する専門的な相談、補装具費の支給・自立支援医療費（更生医療）の支給に係る医学的判定、障害者支援施設への入所調整等を行っている。

2 沿革

昭和 26 年 9 月	広島市出汐町に設置（広島県規則第 104 号）
昭和 39 年 3 月	広島市宇品東四丁目に移転（広島県条例第 41 号）
昭和 57 年 5 月	広島県立身体障害者リハビリテーションセンター内（現在地）に移転
平成 3 年 6 月	広島市身体障害者更生相談所の設置に伴い、広島市に事務を移管

3 所在地

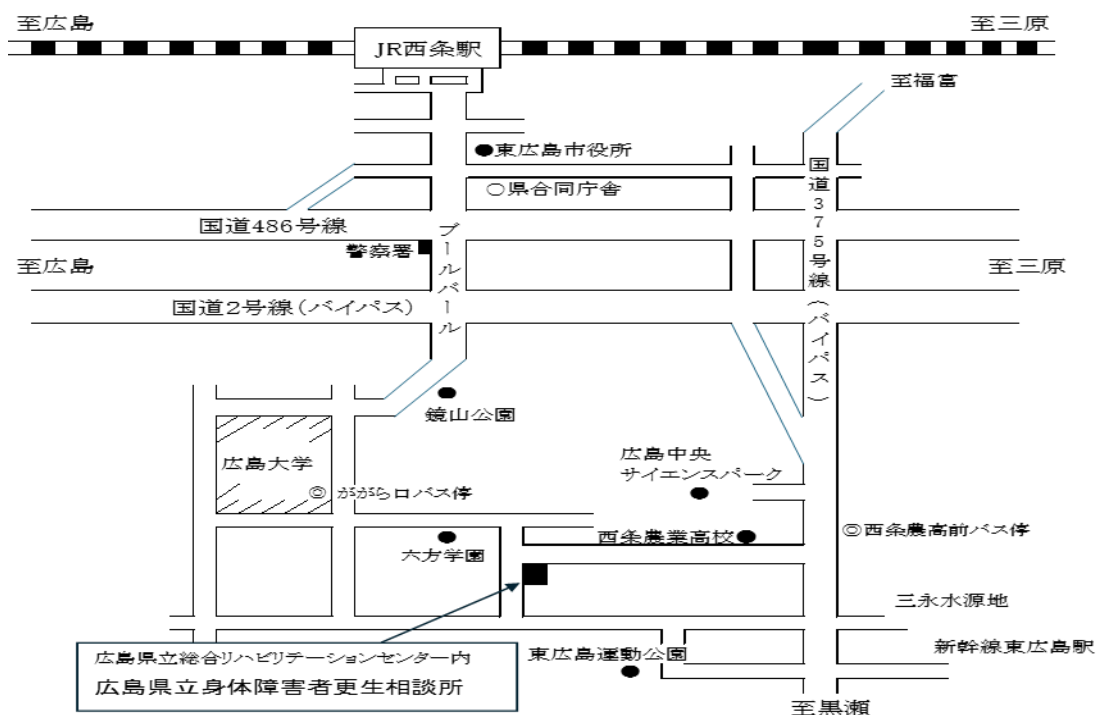
〒739-0036 広島県東広島市西条町田口 295-3

電 話 082-425-1455（代表）

F A X 082-425-1634

E-mail shinsyousoudan@pref.hiroshima.lg.jp

【案内図】



【交通】 J R 西条駅から

- ・広島県立総合リハビリテーションセンター行「送迎バス」（無料） 約 20 分
 - ・中国 J R バス呉方面行「西条農高前」下車 徒歩 15 分
 - ・中国 J R バス広島大学行「ががら口」下車 徒歩 15 分
- 新幹線東広島駅からタクシー 約 10 分

4 所管区域

県内 22 市町（広島市を除く）

● 広島県立身体障害者更生相談所



5 組織及び職員配置（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分	職 名 等	員数	備 考
常 勤	所長（事務）	1	
	事務	5	
	看護師	1	
	保健師	1	
	作業療法士	1	
	ろうあ者専門相談員	1	相談・手話通訳
非常勤 （嘱託）	判定医	36	補装具、更生医療

6 業務の内容

(1) 相談・判定

身体障害者福祉法第 11 条に基づき身体障害者に関する専門的な相談や指導を行い、援護の実施主体である市町からの依頼を受けて、身体障害者に係る専門的な相談支援及び判定等を実施している。

ア 自立支援医療（更生医療）に係る相談・判定

イ 補装具の支給に係る相談・判定

なお、身体障害者手帳に係る診断は、相談・判定会における補装具の判定に係る手帳内容の変更の場合としており、これ以外は医療機関において身体障害者福祉法第 15 条指定医師の診断を受けることとしている。

(2) 市町相互間の連絡調整等

障害者支援施設入所等に係る市町相互間の連絡調整を実施し、公平かつ公正な施設入所及び利用を図るため、入所調整要領を制定し入所優先順位等の調整を実施している。

(3) 地域リハビリテーション推進事業

ア 地域ケア連絡会議

身体障害者が地域で生活していくためのケア等について、関係機関が情報交換するための連絡会議を実施している。

イ 補装具適正化連絡会議

補装具費支給の適正化を図るため、補装具制作・販売業者との連絡会議を実施している。

ウ 市町身体障害者福祉事務担当者等研修

市町の身体障害者福祉事務担当者等職員の資質向上を図るため、担当者会議・研修を実施している。

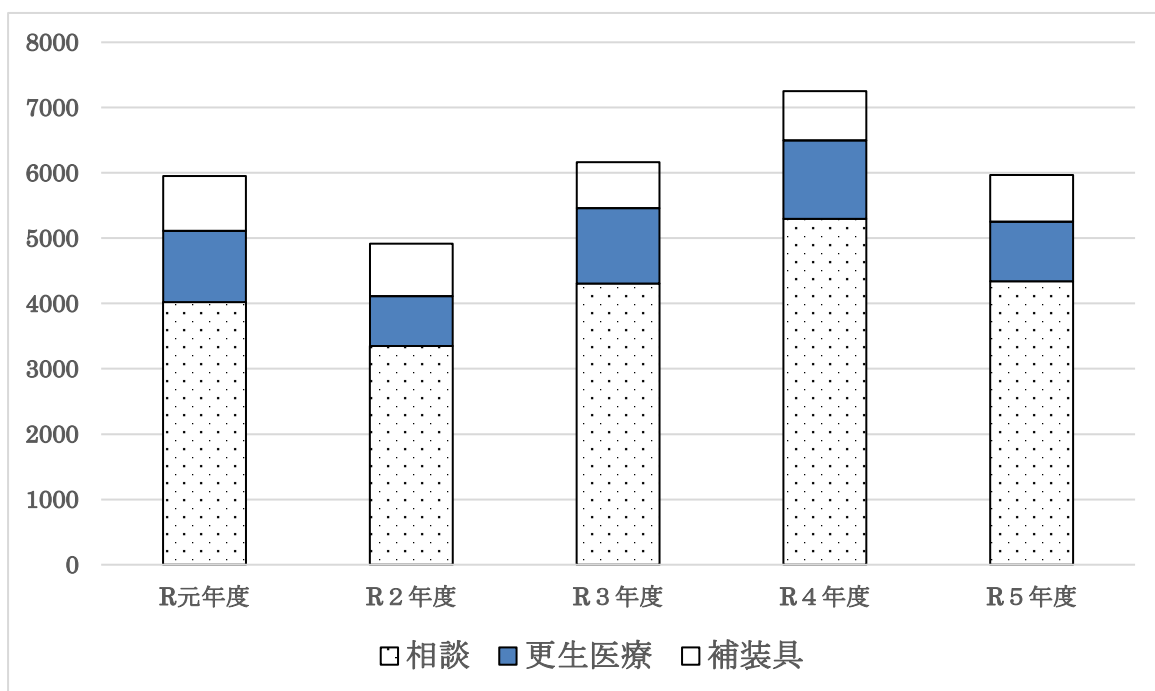
Ⅱ 業務の実施状況

1 取扱件数（全体）

相談及び判定の取扱件数は、ほぼ横ばい状態で推移しているが、新型コロナウイルス感染症まん延防止策等の影響で、R2年度以降は補装具の書面審査が増加した。

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相 談	相 談	4,021	3,349	4,306	5,294	4,342
	(再掲：ろうあ者専門相談)	570	204	207	304	466
判 定	更生医療	1,091	763	1,154	1,205	912
	補 装 具	840	804	704	752	867
	(再掲：書面)	75	533	469	299	145
合 計		5,952	4,916	6,164	7,251	6,121

【取扱件数の年次推移】



2 相談の状況

(1) 相談件数（全体）

電話、来所及び巡回による相談は、更生医療関係 1,928 件、補装具 1,799 件、手帳 2 件、施設 147 件、ろうあ者専門相談 466 件で、計 4,342 件実施した。

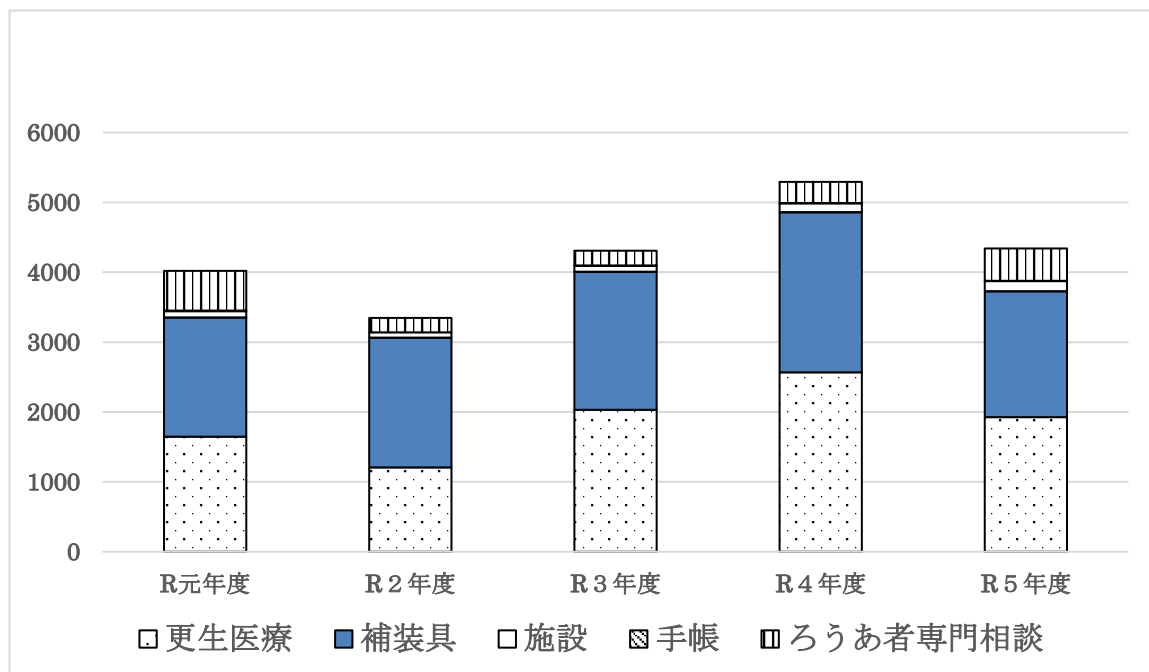
		R 元年度		R 2 年度		R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度	
		来所	巡回	来所	巡回	来所	巡回	来所	巡回	来所	巡回
福祉行政報告例	更生医療	1,626	20	1,199	7	2,032	0	2,567	0	1,928	0
	補装具	1,055	652	1,668	186	1,814	160	1,952	338	1,308	491
	手帳	4	4	0	0	0	5	2	0	2	0
	職業	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	施設	89	0	81	0	88	0	131	0	147	0
	生活	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
	計	3,451		3,145		4,099		4,990		3,876	
ろうあ者専門相談		570		204		207		304		466	
合 計		4,021		3,349		4,306		5,294		4,342	

※「来所」：電話相談・判定会（当所会場）の相談件数（書面によるものも含む。）。

※「巡回」：当所相談以外の相談・判定会の相談件数。

※補装具：補装具に係る相談件数（ろうあ者専門相談の補装具相談も含む。）。

【相談件数（全体）の年次推移】



(2) ろうあ者専門相談

専門相談員による、ろうあ者等を対象とした相談を実施している。

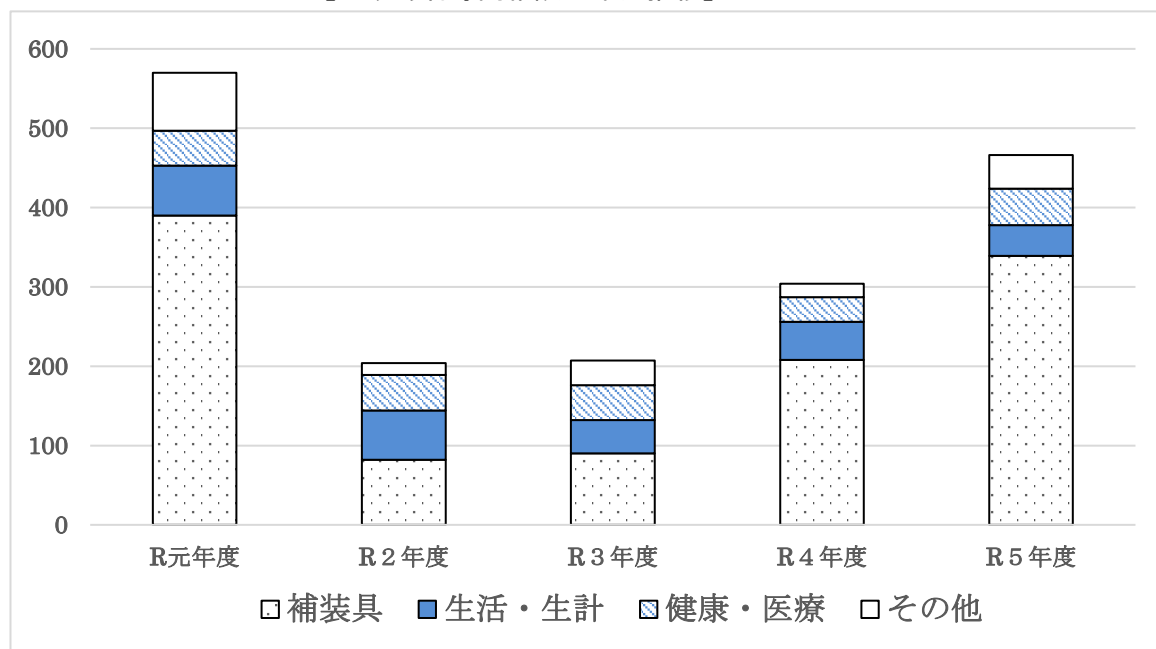
新型コロナウイルス感染症まん延防止対策の影響で、判定会の中止（書面審査へ切替え）及び判定会の来所人数制限により、R2～R4の相談件数は減少していたが、通常に戻り件数は増加した。

ろうあ者専門相談員の相談状況

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
家族関係	18	4	10	9	24
生活・生計	63	62	42	48	39
職業・職場	36	3	12	3	9
住居	5	0	0	2	2
健康・医療	44	45	44	31	46
教育・育児	1	1	0	0	2
障害者福祉サービス等	11	2	1	3	4
日常生活用具・補装具	390	82	90	208	339
年金・保険	2	0	0	0	1
各種制度	0	4	8	0	0
災害	0	1	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
小計	570	204	207	304	466

※「日常生活用具・補装具」については、相談・判定会の相談件数を含む。

【ろうあ者専門相談の年次推移】



3 判定の状況

(1) 補装具に係る医学的判定

ア 定期

東広島及び県内7会場（海田町、廿日市市、呉市、三原市、尾道市、福山市、三次市）で、計104回実施。

イ 不定期

島嶼部や中山間地域を中心として、希望のある市町において、計4回程度実施。

会場別取扱件数【肢体不自由】

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
海 田	20	4	7	9	16
廿日市	36	9	4	30	39
呉	127	22	22	35	39
三 原	21	5	8	18	28
尾 道	50	25	6	25	43
福 山	134	78	32	120	123
三 次	46	23	14	23	22
東広島	147	69	59	93	81
不定期	14	8	5	2	7
書 面	58	207	154	76	59
計	653	450	311	431	457

※仮合・適合件数を含む。【判定会データ管理システム（判定会別登録）集計による】

会場別取扱件数【聴覚障害】

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
海 田	19	5	8	10	13
廿日市	20	6	7	11	19
呉	56	13	13	48	67
三 原	50	7	8	16	40
尾 道	44	3	6	18	42
福 山	150	11	7	40	89
三 次	24	17	13	24	23
東広島	31	7	11	27	31
不定期	11	0	5	0	0
(再：手帳関係)	(8)	(0)	(5)	(0)	(0)
書 面	17	326	315	223	86
計	422	395	393	417	410

※不定期に限り、身体障害者手帳の医学的判定を実施。

【判定会データ管理システム（判定会別登録）集計による】

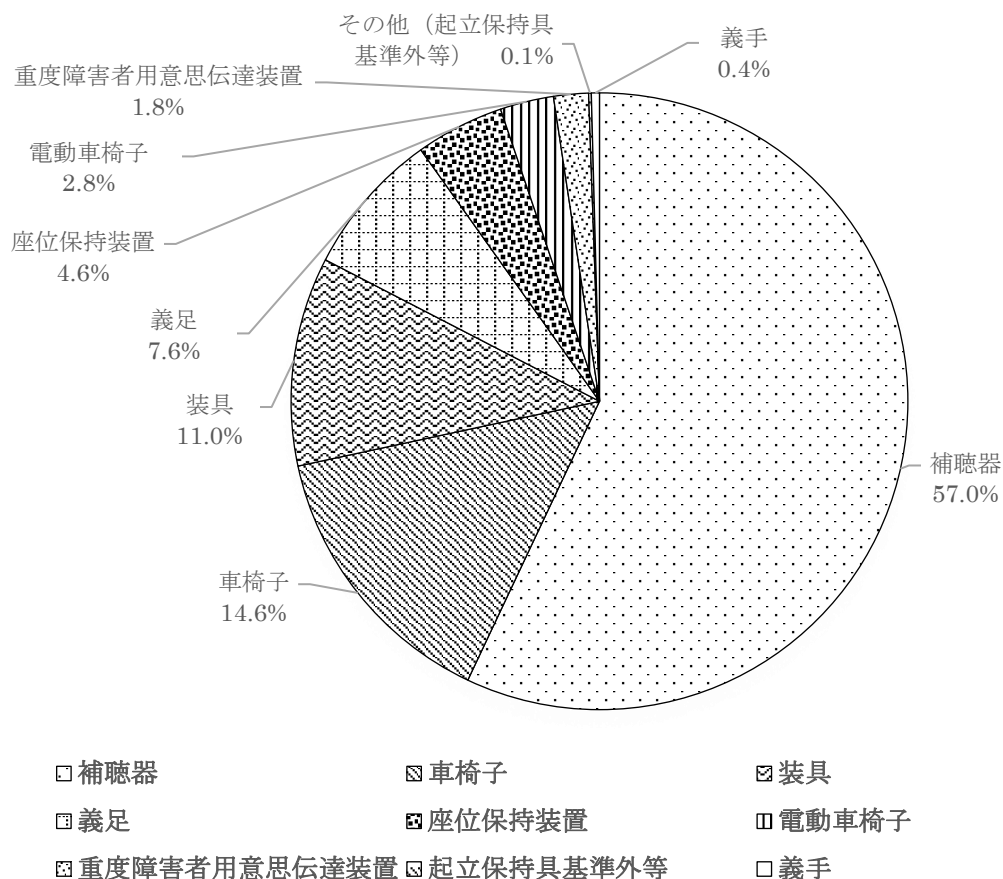
ウ 補装具種目別件数

	R 元年度		R 2 年度		R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度	
		再掲		再掲		再掲		再掲		再掲
義 手	8	1	10	1	5	0	3	0	3	0
義 足	60	0	60	0	51	0	62	0	54	0
装 具	111	0	102	0	84	0	93	0	78	0
補 聴 器	422	0	410	0	393	5	432	2	406	3
車 椅 子	142	31	138	1	90	0	97	0	104	0
電動車椅子	29	0	25	1	28	1	18	0	20	0
座位保持装置	47	0	37	0	36	0	27	0	33	0
重度障害者用意思伝達装置	14	0	15	0	15	0	13	0	13	0
その他	7	5	7	6	2	1	7	0	1	0
計	840	37	804	9	704	8	752	2	712	3

※仮合・適合件数を除く。【判定会データ管理システム（個別登録）集計による】

※再掲（特例補装具）とは、障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により支給（修理）する基準外の補装具である。

補装具の種目別判定状況（令和5年度）



補装具の種目別判定件数 (令和5年度)

	種 目	件数	%		種 目	件数	%		
義 手	肩義手	0	0.4	補 聴 器	高度難聴用ポケット型	6	57.0		
	上腕義手	0			高度難聴用耳かけ型	240			
	肘義手	0			重度難聴用ポケット型	5			
	前腕義手	2			重度難聴用耳かけ型	150			
	手義手	0			耳あな型	2			
	手部義手	1			骨導型	0			
	手指義手	0			修理	0			
	修理	0			基準外	0			
	非該当	0			FM型	0			
	特例	0			特例（技術的助言を含む。）	3			
	小計	3			小計	406			
	義 足	股義足			0	7.6		車 椅 子	普通型
大腿義足		8	リクライニング普通型	1					
膝義足		2	手動リフト式普通型	1					
下腿義足		35	片手駆動型	2					
果義足		0	手押し型	13					
足根中足義足		8	リクライニング式手押し型	7					
足指義足		0	クッション	1					
修理		1	レバー駆動型	0					
非該当		0	ティルト式普通型	0					
特例		0	リクラ・ティルト式普通型	2					
小計		54	ティルト式手押し型	13					
装 具		長下肢装具	7	11.0	リクラ・ティルト式手押し型		6		4.6
	膝装具	0	その他			1			
	短下肢装具	64	修理			1			
	足底装具	1	基準外			1			
	靴型装具	3	特例			0			
	上肢装具	3	小計			104			
	体幹装具	0	座 位 保 持 装 置			座位保持装置	12	4.6	
	修理	0				車椅子付	17		
	非該当	0				電動車椅子付	2		
	特例	0				修理	1		
	小計	78				基準外	1		
	電 動 車 椅 子	電動普通型	9			2.8	そ の 他	特例	
電動リフト式普通型		0	小計	33					
電動リクラ式普通型		1	頭部保護帽	0					
手動兼用型		5	歩行器	0					
電動ティルト式普通型		1	歩行器特例	0					
電動リクラ・ティルト式普通型		2	起立保持具基準外	1					
修理		1	起立保持具特例	0					
基準外		1	排便補助具	0					
特例		0	排便補助具特例	0					
小計		20	座位保持椅子特例	0					
思 重 伝 達 障 害 装 置 意	重度障害者意思伝達装置	12	1.8	合 計	歩行補助つえ特例	0	100.0		
	修理	1			小計	1			
	特例	0							
	小計	13							

※判定会データ管理システム（個別登録）集計による。

(2) 自立支援医療（更生医療）に係る医学的判定

身体の機能障害を除去又は軽減するための医療に対して、自立支援医療（更生医療）の給付制度が設けられており、市町からの判定依頼に基づき、書面による判定を実施している。

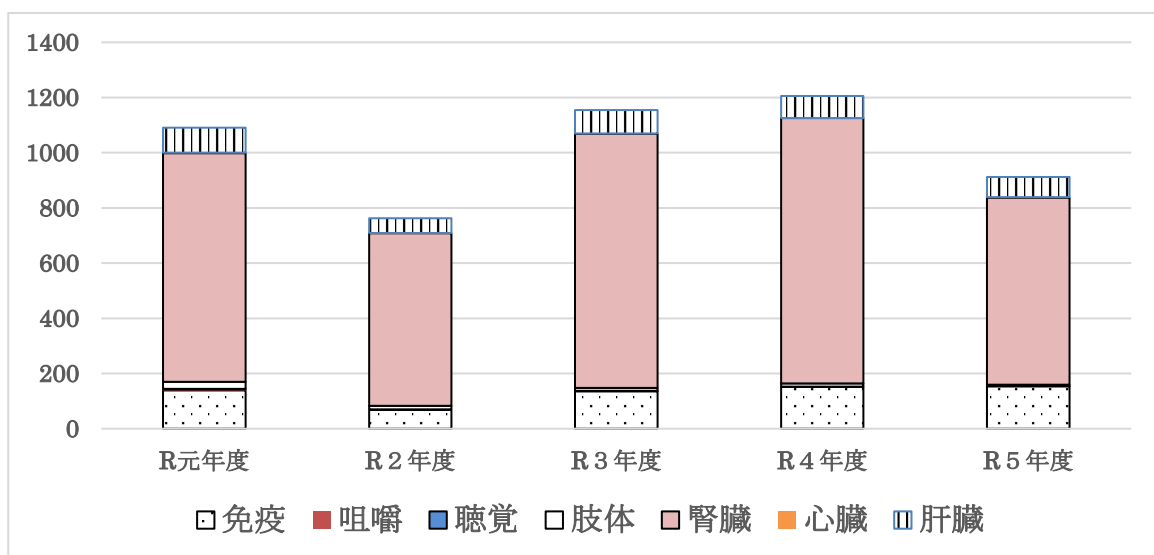
なお、平成24年度から外来による人工透析に限り、再認定4回目以降については、当所での判定を省略している。令和5年度から外来による人工透析と免疫抑制療法に限り、再認定3回目以降については、当所での判定を省略している。

また、国の新型コロナウイルス感染症まん延防止対策として、令和2年度に限り、市町による判定対応が増加した分、当所の医学的判定は減少している。

ア 自立支援医療（更生医療）の判定件数

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	免疫機能障害	139	68	135	151	154
	そしゃく機能障害	4	2	1	1	0
	視 覚 障 害	0	0	0	0	0
	聴 覚 障 害	1	0	1	0	0
	肢体不自由	26	13	11	12	6
内 部 障 害	腎臓機能	828	625	921	962	677
	心臓機能	2	1	1	0	2
	肝臓機能	91	54	84	79	73
	計	1,091	763	1,154	1,205	912

【判定件数の年次推移】



4 市町相互間の連絡調整等

障害者支援施設入所は、原則、施設入所希望者と施設管理者の契約であるが、入所希望者が定員を上回る施設に関しては、緊急性や必要性の高い人が適切に障害者支援施設に入所できるように「障害者支援施設入所調整要領」を定め、県内（広島市を含む）の入所調整を行っている。

障害者支援施設入所の登録待機者数 （各年度 1 月 31 日現在）

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
登録待機者数	202	197	205	217	215

5 地域リハビリテーション推進事業

（１）地域ケア連絡会議

身体障害者が地域で生活をしていくためのケアについて、関係機関による情報交換を促す連絡会議を例年実施しているが、令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止のため W e b で実施した。

開 催 日 令和 6 年 2 月 6 日

参加者数 78 名

内 容

（１）体験者事例発表

テーマ：「薬害障害者として生まれて、社会に望むこと」

発表者：笑いヨガ講師 佐藤 育子 氏

（２）講演

演題：「支援者に求められるコミュニケーション力 ～「聴く力」と「勇気づける力」～

講師：帝塚山学院大学大学院教授・関西カウンセリングセンター 宮田 智基 氏

（２）補装具適正化連絡会議

補装具費支給の適正化を図るため、補装具製作事業者や補装具販売事業者との情報交換や連絡会議を例年実施しているが、令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止のため W e b で実施した。

開 催 日 令和 6 年 2 月 16 日

参加者数 事業者 25 名、市町 14 名、県 14 名（うち当所 11 名）、
広島県聴覚障害者センター 4 名（オブザーバー参加）

内 容

講演

演題：「広島県聴覚障害者センター「聞こえの相談」の機能と役割 ～補聴器制作販売事業者との連携を目指して～

講師：県立広島大学保健福祉学部コミュニケーション障害学科
コミュニケーション障害学コース

准教授（言語聴覚士） 長谷川 純（はせがわ・じゅん） 氏

(3) 市町身体障害者福祉事務担当者等研修

市町の担当職員の資質向上を図るための会議・研修を例年実施しているが、令和3年度からは新型コロナウイルス感染症まん延防止のためWebで実施している。

開催日 令和5年5月30日

参加者数 63名

内 容 補装具関係、自立支援医療（更生医療）関係、施設入所調整事務

6 相談・判定会（令和6年度年間計画分）

【定期】 受付13:00、判定14:00開始

ただし、肢体不自由のうち「呉」会場は、受付9:30、判定10:15開始

「北広島」会場は、受付10:00、判定10:30開始

「安芸高田」会場は、受付13:00、判定14:00開始

聴覚障害のうち「三原」会場は、受付12:30、判定13:30開始

区 分	会 場	肢体不自由	聴覚障害	備 考
東広島	県立身体障害者更生相談所 (東広島市西条町田口 295-3)	18 回	—	
	スポーツ交流センターおりづる (東広島市西条町田口 295-3)	—	4 回	
海田	ひまわりプラザ (安芸郡海田町南つくも町 11-16)	4 回	3 回	
廿日市	廿日市市総合健康福祉センター (山崎本社みんなのあいプラザ) (廿日市市新宮 1-13-1)	6 回	3 回	
呉	すこやかセンターくれ (呉市和庄 1-2-13)	6 回	6 回	
三原	三原市総合保健福祉センター (三原市城町 1-2-1 サン・シープラザ)	3 回	—	
	三原市中央公民館 (三原市円一町 2-3-1)	—	3 回	
尾道	尾道市人権文化センター (尾道市防地町 26-24)	6 回	3 回	
福山	広島県福山庁舎第3庁舎 (福山市三吉町 1-1-1)	12 回	9 回	
三次	広島県三次庁舎第3庁舎 (三次市十日市東 4-6-1)	6 回	6 回	
北広島	北広島町役場 (山県郡北広島町有田 1234)	2 回	—	
安芸高田	安芸高田市民文化センター クリスタルアージュ (安芸高田市吉田町吉田 761)	2 回	—	

業 務 概 要 令和 6 年度版（令和 5 年度実績）

令和 7 年 1 月発行

広島県立身体障害者更生相談所

〒739-0036 東広島市西条町田口 295-3

電話番号 (082)425-1455（代表）

F A X (082)425-1634